

令和 7 ・ 8 年度

競争入札参加資格審査申請（追加認定）の手引き （建設工事）

【注意事項】

- ・ この手引きは、令和 7 年 3 月 2 1 日付け東広島市告示第 5 8 号に基づくものです。
- ・ 令和 5 ・ 6 年度の申請様式・申請方法・添付書類等とは一部変更がありますので注意してください（変更点は赤字で表記しています。）。

東広島市

目次

1	はじめに	1
2	申請資格について	1
3	申請の区分	2
4	申請業種について	2
5	申請方法	3
6	申請の受付期間等	3
7	受付時間及び受付場所	4
8	資格の通知等	4
9	資格の有効期間	4
10	様式の記入における注意事項	4
11	変更届	5
12	その他	5
13	提出書類	6

1 はじめに

1 手引きについて

東広島市が令和 7・8 年度に発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格の審査（以下「資格審査」という。）を受けようとする者は、この手引き及び「広島県電子自治体推進協議会 建設工事の入札参加資格審査電子申請の手引き」に従って申請してください。

2 申請方法について

申請は電子申請によることとします。

なお、電子申請とは、広島県及び県内市・町が運用する「資格審査受付システム」を利用し、インターネットを経由した申請をいいます。

3 資格審査受付システムについて

「資格審査受付システム」を使用するには、事前準備（電子入札等システム利用開始申請、ＩＣカードや端末等の準備）が必要です。

事前準備には概ね 2～3 週間の期間が必要ですので、注意してください。

システムの利用方法等については、以下のホームページ等をご覧ください。

広島県の調達情報ホームページ

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

電子入札等トップページ

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/index.html>

事前準備の概要

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/system/jyunbi.html>

入札参加資格

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

東広島市契約課のページ

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/somu/2/index.html>

2 申請資格について

次の各号に該当する者は、資格審査を申請することはできません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。）について、建設業法第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けていない者
- (3) 申請をしようとする業種について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による必要な経営事項審査を受けていない者
- (4) (3)に定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、年間平均完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処

- 理工事については、とび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている年間平均完成工事高とする。) がない者
- (5) 申請時において市町村税又は消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (6) 経営事項審査の申請又は資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者（ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は東広島市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過しているものを除く。）
- (7) プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査の申請にあっては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の申請を行っていない者
- (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がないものを除く）
- ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (9) 申請をしようとする業種について、申請日時点において、既に令和7・8年度の入札参加資格の認定を受けている者
- (10) 申請しようとする業種について、令和7・8年度に入札参加資格の取消しを受けた者又は取下げを行った者（許可の失効等により当該業種の入札参加資格が失効した者が許可を再取得した場合は除く。）

3 申請の区分

申請区分は、次の3つです。

- (1) **新規** 令和5・6年度入札参加資格を有していない者の申請
- (2) **更新** 令和5・6年度入札参加資格を有している者の申請
- (3) **追加** 既に令和7・8年度入札参加資格を有している者で、業種の追加を希望する者の申請

4 申請業種について

1 申請業種の区分

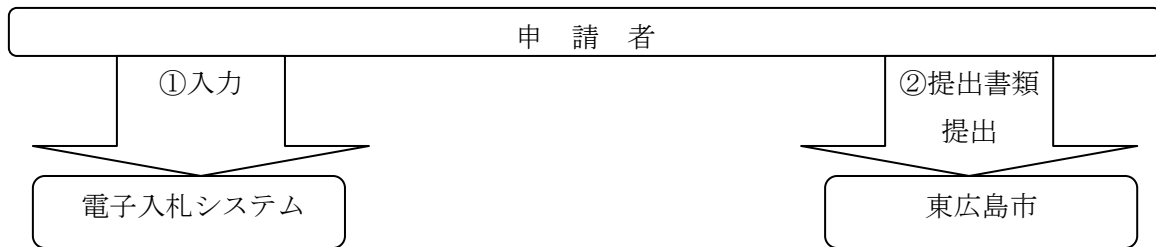
建設業法第2条別表第1に掲げる29業種の建設工事のうちから資格審査の申請をすることができます。

2 注意事項

契約締結等の権限を委任する者にあつては、申請しようとする業種について、受任営業所においても建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていることが必要です。

5 申請方法等

1 申請方法



① 広島県電子入札等システムの「資格審査受付システム」により「6 申請の受付期間等」に定める受付期間内に申請をしてください。

申請方法は広島県の調達情報ホームページをご覧ください。

② 「13 提出書類」の表に掲げる書類を、「6 申請の受付期間等」に定める受付期間内に、持参、郵便又は信書便により東広島市総務部契約課工事契約係（〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号）へ提出してください。

なお、提出書類を提出する際、封筒に「電子資格申請提出書類在中」と朱書してください。指定する方法以外で提出した場合には、資格の認定ができないことがあります。

2 申請様式について

提出書類の様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができます。

3 注意事項

(1) 提出書類の様式は必ず指定様式に入力、印刷して押印が必要なものは押印してください。

(2) 書面申請は廃止しております。

6 申請の受付期間等

令和7年4月1日（火）から令和8年9月15日（火）まで

※ 各月15日（各月の15日が閉庁日の場合は、その翌開庁日）までに電子申請及び「13 提出書類」の表に掲げる書類の提出の両方が完了しているものを翌々月1日に認定します。

初回のみ令和7年4月1日（火）から5月15日（木）までの受付分を令和7年7月1日認定とし、それ以降は令和8年11月までの各月1日（計17回）に認定します。

認定の可否、提出書類に係る個別の問い合わせには、応じられませんのでご了承ください。

※ 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

※ 期日（令和8年9月15日）までに書類が到達しない場合は、申請全体が無効となりますので注意してください。

7 受付時間及び受付場所

1 受付時間

午前9時から午後5時まで

2 受付（到達）場所

東広島市総務部契約課（〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号）

3 仮受付及び受付票

申請書類等は、内容の不備不足にかかわらず、一旦仮受付します。

持参により提出する者には、仮受付票に仮受付印を押印し返却します。郵便又は信書便で提出される場合、仮受付票の発行を希望する者のみ、返信用封筒により郵送します。

4 注意事項

仮受付後、不備不足が見つかった場合、是正期間を設定し、再提出を求めることがあります。是正期間内には是正が行われない場合は、不認定又は無効となります。

なお、提出書類に記載された内容に明らかな誤りがある場合等においては、申請者に通知せず、職権で書類の訂正を行うことがあります。

8 資格の通知等

1 資格の通知

資格を認定したときは、申請者に通知をします。

2 認定の取消

入札参加資格を認定した後において、経営事項審査の申請又は資格審査の申請について重要な事項に関し虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合その他不正な手段により認定を受けた場合は、当該認定を取り消します。この場合において、入札参加資格の認定の取り消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格の認定を受けることはできません。

9 資格の有効期間

この資格が認定された日から令和9年3月31日までとします。

ただし、令和9年4月1日以降においても令和9年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和9年度の入札参加資格が認定されるまで有効とします。

10 様式の記入における注意事項

1 記入方法

様式への記入にあたっては、以下の各号に従って入力してください。

(1) 数値の入力は基本的に半角です。

(2) 各様式の記載事項に従い記入してください。

(3) 定めのあるものを除いて、提出する日を基準日としてください。

(4) 枠内に入りきらない等、入力したものが正常に印刷できない部分は、印刷した様式に手書きで記入してください。行間を広げたり、セルを結合したりしないでください。

11 変更届

1 申請の区分が「追加」の方

申請後に変更事項が生じた場合には、速やかに、競争入札参加資格審査申請書変更届（以下「変更届」という。）を提出してください。

2 申請の区分が「新規」又は「更新」の方

申請後に変更事項が生じた場合には、令和7・8年度入札参加資格認定後に変更届を提出してください。

ただし、申請後の認定作業中は、申請時の情報を修正することはできませんので、認定後に変更届の内容をデータ入力します。したがって、申請後の変更届の内容は、認定時の入札参加資格者名簿に反映できませんので、ご了承ください。

12 その他

1 経営事項審査の総合評定値通知書

今回の申請で使用できる経営事項審査総合評定値通知書は、次の条件を満たす必要があります。

(1) 申請日の1年7か月前以降の日に審査基準日※1が到来したもの

(2) 最新のもの

※1 「審査基準日」とは、経営事項審査を申請する日の直前の営業年度終了の日（合併時、譲渡時、分割時経審など特殊経審の場合は、合併時等）をいいます。

なお、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類※2が必要となります。

※2 「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

(ア) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

(イ) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

2 問い合わせ先

入札参加資格申請に関する問い合わせ先は次のとおりです。

東広島市 総務部契約課 工事契約係
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
TEL：(082) 420-0930
FAX：(082) 431-0077

システムの操作方法等に関する問い合わせ先は次のとおりです。

電子入札等システム・ヘルプデスク
TEL：0570-55-0215

13 提出書類

様式第13号

競争入札参加資格審査申請書類確認票(建設工事)

※ 新規・更新・追加【

】

商号又は名称

注意事項

1. ○は、提出を要する書類を示す。△は、該当者のみ提出を要する書類を示す。
2. この確認票は、東広島市に提出する書類について確認するものです。申請者は確認欄にチェックをしてください。
3. 提出はA4版とし、次に掲げる項目の順番に整理し一番上にこの確認表を添付してください。 ※1

必要書類		新規・更新	追加	申請者 確認欄	市確認欄		
1	送信完了兼受付票 電子申請の最後の送信完了画面において印刷したもの	○	○				
2	電子資格申請補足記載事項調書(様式第1号) 印刷したものを提出すること	○					
3	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	○	○				
4	建設業許可申請書の写し (建設業法施行規則別記様式第1号、別紙一及び別紙二(2)) 許可の更新手続中の者のみが提出すること 直近に申請した許可官庁の受付印のあるもの	△	△				
5	営業所一覧表の写し (建設業法施行規則別記様式第1号別紙二) 次の①又は②のいずれかに該当する者が提出すること ①契約締結等の権限を委任する者 ②東広島市外に建設業法上の主たる営業所を有する者で東広島 市内に建設業法上の従たる営業所を有する者	△	△				
6	認定希望業種調書(様式第7号) 契約締結等の権限を委任する者のみ提出すること	△	△				
7	経營業務の管理責任者証明書の写し (建設業法施行規則別記様式第7号) 東広島市内に建設業法上の主たる営業所を有する者のみ提出 すること	△	△				
8	専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し (建設業法施行規則別記様式第8号又は別記様式第1号別紙四) 東広島市内に建設業法上の主たる営業所を有する者のみ提出 すること	△	△				
9	東広島市税納税証明書(滞納のない証明書)(原本) 東広島市に納税義務を有する者のみ提出すること 申請日前3か月以内に発行されたもの	△					
10	消費税及び地方消費税の納税証明書(複写可) 国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号 その3、その3の2、その3の3による納税証明書 申請日前3か月以内に発行されたもの ※電子納税証明書(PDFファイル)を印刷したものも可とする。	○					
11	委任状(様式第4号) 契約締結等の権限を委任する者のみ提出すること	△					
12	法人…登記事項証明書(商業登記簿謄本)(複写可) 個人…身分証明書等(複写可)…本籍地市町村で発行 申請日前3か月以内に発行されたもの	○					
13	印鑑証明書(複写可) 申請日前3か月以内に発行されたもの	○					
14	使用印鑑届(様式第5号) 実印を使用印とする者も実印を押して提出すること	○					
15	同意書(法人又は個人事業主のもの)(様式第6号) 東広島市に納税義務を有しない者であっても提出すること	○					
16	ISO14005準拠の制度における合格証の写し ※2 申請日時時点で有効なものに限る。	△					
17	障害者雇用状況報告書の写し等 ※2 障害者の雇用義務のない者にあつては、障害者本人の同意書 (様式第10号)も提出すること	△					
18	東広島市公園里親制度の合意書の写し ※2	△					
19	東広島市消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し ※2 申請日前3か月以内に発行されたもの	△					
20	広島県アダプトシステムの認定証の写し ※2	△					
21	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録証の写し ※2	△					
22	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し ※2 申請日前3か月以内に発行されたもの	△					
23	協力雇用主登録証明書の写し ※2 申請日前3か月以内に発行されたもの	△					
24	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し ※2 申請日前3か月以内に発行されたもの	△					
25	災害協定締結希望申請書及び添付書類 ※2 ※3 東広島市内に建設業法上の主たる営業所を有する者で、協定 締結を希望する者のみ提出すること	△					

必要書類		新規・更新	追加	申請者 確認欄	市確認欄		
26	建設キャリアアップシステム（CCUS）にログイン後の「事業者情報」画面の写し ※2 建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録している場合のみ提出すること	△					
27	技能者一覧表（様式第8号） ※2 建設キャリアアップシステム（CCUS）に技能労働者登録をしている場合のみ提出すること	△					
28	登録技能労働者数が確認できる書類の写し ※2 建設キャリアアップシステム（CCUS）に技能労働者登録をしている場合のみ提出すること 一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムに登録していることを証する書面（システムから出力できる所属技能者一覧または所属技能者統計情報、建設キャリアアップカード等）の写し	△					
29	一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し 造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けている技術者を有する者のみ提出すること	△					
30	認定書送付用返信用封筒 長形3号に宛先を記入し、110円切手を貼付したもの	○	○				
31	仮受付票（様式第11号） ※4 申請書類等を持参で提出する者及び郵便又は信書便の場合で、発行を希望する者のみ提出すること	△	△				
32	仮受付票返信用封筒 ※4 長形3号に宛先を記入し、110円切手を貼付したもの	△	△				

※1 ひもで綴じて提出してください（返信用封筒は綴じないでください）。

※2 東広島市の発注者別評価項目です。「令和7・8年度の建設工事の競争入札参加資格認定に係る発注者別評価項目について」を参照すること。

23においては、「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所（℡082-221-4651）が発行した証明書を提出すること。

証明書発行の申請方法は、郵送のみです。（窓口での申請不可）

交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・110円切手貼付）を同封し、次の宛先まで郵便により申請してください。

〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 処遇部門 宛

24においては、証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議（℡082-511-0110）にお問い合わせください。

※3 「令和7・8年度災害時応急対策活動等に関する基本協定（災害協定）について」を参照すること。

※4 認定通知書送付用とは別に仮受付票用の返信用封筒が必要となります。郵便又は信書便の場合、返信用封筒の提出がないものは発行を行いません。